

産業・雇用



産業は暮らしを支える雇用の場であり、都市発展の基礎でもあります。その都市生産力を充実させるために、1次から3次までの産業を振興するとともに、多様な働き方が選択できる労働環境の整備を進めます。

新市建設計画の主要な取り組み

地域特性を活かした創造的な産業の振興

新市の特性である緑化産業を振興します。環境保全型農業などの自然にやさしい農業に取り組みます。都市と農村の交流や食と農の交流を図ります。産学官連携による先端技術を活用した付加価値の高い産業の振興に取り組みます。



次代を拓く活力ある産業の振興

バイオ産業を創出する取り組みを進めます。情報通信分野、保健福祉分野、バイオ産業分野など戦略産業分野の企業の誘致に取り組みます。

賑わいと交流を促進する産業の振興

都心部の活性化を図ります。地域商業の活性化を図ります。都市圏との交流を促進します。



ゆとりある多様な働き方への支援

職業能力の充実を図る施策に取り組みます。多様な労働形態を選択できるシステムづくりをめざします。

農業・商業・観光に関する



Q これからの農業はどのようなのか？

A 新市では農業を発展させる計画を推進します。

九州で第2位の粗生産額を誇る新市が誕生します。農業用機械導入に対する助成、新規就農者・農業後継者の育成確保など、新市では農業を活性化させるさまざまな支援を行います。また、販路拡大や情報提供、生産者と消費者との交流を深めるための地産地消を進めます。

A 米の計画的生産調整については総括協議会を設置し、支障がないよう協議決定します。



Q 農業委員会はどうなるのか？

A 現行の区域のまま5つの農業委員会を引き継ぎ、平成17年7月20日までに1つに統合します。

統合するまでは、すべての農業委員は引き続き在任します。統合後の農業委員会の選挙による委員定数及び選挙区については、合併までの間に調整します。

Q 土地改良事業に関する補助はどのようなのか？

A 次のように調整しています。

- 【国営事業】耳納山麓土地改良事業の国営基幹施設部分は、久留米市の制度にあわせて農家負担を軽減します。なお、農用地造成地区は現在の補助額を継続します。筑後川中流域及び下流域の土地改良事業については、農家負担の軽減を図るため、合併後も全額補助を行います。
- 【県営事業】県営ほ場整備事業の既着手地区は現行の補助率を継続し、新規地区については事業費の10%を償還補助します。
- 【土地改良区】運営補助や組織のあり方、支援等については、当分の間現行どおりとします。

Q 中小企業等を支援してくれる制度はどのようなのか？

A 制度融資、利子補給、保証料補給については、制度が充実している久留米市の制度を新市全域に適用します。

詳しくは資料27ページへ



Q 新市の観光事業はどのようなのか？

A 魅力的な観光ルートづくりや情報発信により観光事業を推進します。

合併後は新市内の豊かな自然や各観光資源を活かした新市観光コースを設け、健康的で手軽な観光レジャーの提供に努めるとともに、情報発信を強化し、観光客の増加を図ります。